

## 条例一部改正案の概要

### 1 条例一部改正案の名称

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正案

### 2 改正の趣旨

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、公職選挙法施行令の一部が改正され、令和4年4月6日から施行されました。

市長選挙及び市議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関しては、公職選挙法の規定により、国政選挙に準じて市条例で定めることとされているため、公職選挙法施行令の一部改正に準じて所要の改正を行うものです。

### 3 条例一部改正案の内容（改正の内容）

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター及びビラの公費負担の限度額について、最近における物価変動等を踏まえて変更を行います。

#### （1）選挙運動用自動車の使用

区分	単位	現行単価	改正単価	増減
自動車の借入れ	1日	15,800円	16,100円	300円
燃料の供給	1日	7,560円	7,700円	140円

※運転手の雇用については、変更しません。（1日：12,500円）

#### （2）選挙運動用ビラの作成

区分	単位	現行単価	改正単価	増減
50,000枚以下の場合	1枚	7円51銭	7円73銭	22銭
50,000枚を超える場合	1枚	5円02銭	5円18銭	16銭

※静岡市の作成上限枚数は、市長選挙で70,000枚、市議会議員選挙で8,000枚までです。

#### （3）選挙運動用ポスターの作成

区分	単位	現行単価	改正単価	増減
選挙区のポスター掲示場数が500以下の場合	1枚	525円06銭	541円31銭	16円25銭
選挙区のポスター掲示場数が500を超える場合	1枚	27円50銭	28円35銭	85銭
企画費		310,500円	316,250円	5,750円

※実際には単価と選挙区のポスター掲示場数を乗じて得た金額に企画費を加え、選挙区のポスター掲示場の数で除して得た金額が上限単価になります。

### 4 施行期日等

公布の日から施行します。改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によります。